

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 4 月 2 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

郵便番号 060-0002 札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1 番地 7 ORE 札幌ビル 7 階
札幌市保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課墓園管理係（電話 011-211-3525）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和 7 年度 里塚霊園等樹木調査業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約年月日～令和 8 年 3 月 31 日
- (4) 履行場所 平岸霊園（札幌市豊平区平岸 5 条 15 丁目）
里塚霊園（札幌市清田区里塚 468 番地）
手稲平和霊園（札幌西区平和 387 番地）
- (5) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 令和 4～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）の大分類〔役務（一般サービス）〕、中分類「公園街路樹等管理業」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 本店又は支店の所在地が札幌市内にあること。
- (7) 一般社団法人日本緑化センターが認定する樹木医の資格を有し、下記のいずれかに該当する者を直接雇用しており、かつ業務従事者に含めることが可能であること。
 - ・令和元年度以降に認定された樹木医で、樹木医資格が失効中ではない者
 - ・任意で登録更新の適用を受け、樹木医資格が失効中ではない者

・直近5年間（令和2～6年度）の樹木医CPD取得単位数が100単位を超える者

- (8) ツリークライミングによる枯枝撤去及び特殊剪定伐採に際し、ツリークライミング及びロープワークに関する講習を修了し、かつ20m程度の樹木の特殊剪定及び伐採の実務経験を有する者を本業務へ従事させることが可能であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ

- (2) 入札書の受領期限

令和7年4月14日（月） 14時00分（必着とする）

- (3) 開札の日時及び場所

令和7年4月14日（月） 14時00分

札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル7階

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部内会議室

- (4) 入札書の提出方法

別紙1の様式にて作成し、持参または送付により提出すること。なお、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に関する通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、または提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 最低制限価格の設定 無

- (6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。